

第1次・第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の施行に伴い条例で定める基準【指定障害福祉サービス等の基準】等に関する意見の概要と県の考え方

	意見の概要	県の考え方
1	<p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所についてすべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更してもらいたい。</p> <p>※報酬における栄養ケアマネジメント加算等の取得のための業務は栄養関係法規においては管理栄養士の業務と規定されているため。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の18第3項第1号及び第24条の12第3項第1号にあるとおり、従業者に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p> <p>指定障害福祉サービス等の基準については、人員の基準において、栄養士は定められておりません。</p> <p>また、報酬に係る事項は厚生労働省が別に報酬告示において定める事項になっております。</p>